

第1章 特記仕様書の適用範囲

本仕様書は、一般仕様書第1章の1に定める特記仕様書とし、本仕様書に定められない事項は、一般仕様書によるものとする。

第2章 業務の目的

令和6年11月に策定した札幌市地域公共交通計画では、「フィーダー化や路線バスの集約」、「需要と供給を考慮したダイヤや便数の検討」、「公共交通空白地域への代替交通の導入」、「地域が主体となった交通手段の導入」により、面的な公共交通ネットワークの維持を図ることとしている。

しかしながら、深刻な運転手不足により路線バスの減便・廃止が相次いで発生しており、今後も同様の状況が継続すると公共交通ネットワークの維持が困難となることが想定される。

本業務は、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、現況を踏まえたバスネットワークの分析を行うとともに、公共交通利便性向上や運営体制に関する国内・国外の事例収集・整理を行うことを目的とする。

第3章 業務の内容

1 札幌市バス路線の現状整理

近年、深刻なバス運転手不足により路線バスの大幅な減便・廃止が続いている状況や、札幌市の地域公共交通政策の方向性を踏まえ、市内バスネットワークを取り巻く現状について整理を行うこと。

2 札幌市バス路線の課題・分析

1で整理した現状について、今後バスネットワークに発生し得る課題を整理し、将来ネットワークの分析を行う。分析にあたっては、路線バスに代わる交通手段の導入など、他都市の事例も参考にしながら分析を行う。

3 利用者の利便性向上に資する事例収集・整理

持続可能な公共交通ネットワークの構築に向け、バスターバス、バスター代替交通の乗り継ぎ運賃など利用者の利便性向上に期待される事例について、国内外の先進事例を収集・整理する。

4 公共交通の運営に関する事例収集・整理

持続可能な公共交通ネットワーク構築に向け、公共交通の運営に関する国内及び海外の先進事例を収集・整理する。

5 報告書作成

上記検討結果と報告書としてとりまとめを行う。

第4章 履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月19日までとする。